

～東日本大震災による災害に対する資金繰りを支援します～

災害関係保証のご案内

東日本大震災により直接的に被害を受けた中小企業のかたの資金繰りを支援する保証についてご案内します。

指定期限	平成24年3月31日まで(注1)
対象となるかた	東日本大震災により直接被害(注2)を受けられた中小企業のかた
資金用途	事業の再建に必要な運転資金及び設備資金
貸付期間	運転資金 10年以内、設備資金 15年以内
貸付利率	金融機関所定利率
貸付限度額	法人・個人：2億8,000万円(無担保の8,000万円を含む) 組 合：4億8,000万円(無担保の8,000万円を含む) 一般保証とは別枠。セーフティネット保証と合算となります。 なお、本保証、セーフティネット保証及び東日本大震災復興緊急保証と合算で 法人・個人：5億6,000万円(無担保の1億6,000万円を含む) 組 合：9億6,000万円(無担保の1億6,000万円を含む)までとなります。
担 保	必要に応じて要します
連帯保証人	原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要です
保証料率	年率0.72%(特別小口保険を利用する場合は年率0.60%)
責任共有制度	対象外となります(100%保証)
必要書類	通常の添付書類の他、市町村長の発行する「罹災証明書」の写し、など ^(注3)

(注1) 指定期限内に貸付実行する必要があります。

(注2) 間接被害のみを受けたかたは、対象となりません。なお、セーフティネット保証や東日本大震災復興緊急保証がご利用できる場合があります。

(注3) 災害救助法適用地域(厚生労働省ホームページ(www.mhlw.go.jp)をご参照ください)においては、申込者が激甚災害による被害を受けたものの、保証申込時点で市区町村等の罹災証明書の入手が困難な場合については、申込後(融資実行後を含む)に提出頂いて差し支えありません。

相談窓口 052-212-3011

受付時間等 月～金 午前9時～午後5時15分(祝日、年末年始除く)



名古屋市信用保証協会
www.cgc-nagoya.or.jp